

オランダ
判例速報
2023年
3/4月号

【労働法】

競業禁止義務を労働者に課す理由が不十分であるとして、有期労働契約に含まれる競業禁止義務の
一時的免除が認められた事例

(デン・ハーグ裁判所2022年12月21日判決 (仮処分申立事件))¹

労働法によりますと、労働契約終了後に労働者がある方法で働くことを制限する条項は、以下の条件を満たす場合有効です。①労働契約が無期労働契約であること、②労働者が成人であること、及び③当該条項が書面で合意されていること²。また、有期労働契約であっても、当該条項に付された使用者の書面による正当な理由から、当該条項が使用者の重要な事業又は役務のために必要であることが明らかでない場合、当該条項はなお有効です³。そして、裁判所は、例えば当該条項が使用者の重要な事業又は役務のために必要でない場合、当該条項を全部無効とすることができます⁴。

このような法的枠組みに鑑み、使用者が有期労働契約書の中に競業禁止義務条項を含むことを希望する場合、これを必要とする理由をその事業又は役務に鑑みて詳細且つ具体的に記載することが試みられます。しかし、本判決を読みますと、如何にこのハードルが高いか思い知らされます。

(...)

2. 事実関係

2.1. Rentokil は、技術的な衛生管理や衛生設備の徹底的な清掃等、専門的な清掃サービスを提供する会社である。

2.2. [原告 01] は、有効期間が 12 か月の労働契約の下 2021 年 4 月 1 日に Rentokil に入社した。その後、労働契約は 8 か月間延長され、2022 年 12 月 1 日に終了した。

2.3. [原告 01] は、Rentokil で [職務 01] に就いていた。[原告 01] はとりわけ [原告 01] に割り当てられた地区の (潜在的な) 顧客の訪問に従事しており、最近では南ホラント州を担当していた。

2.4. 労働契約の延長を通知する Rentokil が発行した 2022 年 3 月 16 日付の書簡には、当事者が署名した競業禁止義務条項が含まれており、次のように規定されていた：

¹ Rechtbank Den Haag, 21 december 2022, ECLI:NL:RBDHA:2022:13943.

² Art. 7:653 lid 1 BW.

³ Art. 7:653 lid 2 BW.

⁴ Art. 7:653 lid 3 BW.

「競争避止義務条項

職務名： [職務 01]

発効日：2022 年 4 月 1 日

一般

Rentokil は、衛生施設や業務用厨房の徹底的な清掃、グリース抽出及び空気処理システムの清掃、専門的な清掃、またレジオネラ菌の分野で、長年に亘りオランダで最も重要なサービスの提供者であり続けている。当社は、Rentokil Initial plc.の一部であり、あらゆるビジネス向けの効率的でプロフェッショナルなサービスを提供する世界的企業である。

Rentokil は、様々なサービスを提供するオランダの衛生専門家である。Rentokil は業界内で革新的な存在であり、独自の研究開発部門を持ち、社内で新しい技術とリソースを開発している。

新入社員は、採用時に集中的な導入プログラムを受講し、職務に応じて U+ online による社内研修プログラムを活用する。労働者は、常に Rentokil の事業分野における最新の知識を維持するために、常に研修を受けている。

Rentokil が慎重に築き上げた社名は、まさに「貴方のキャリアを開く」社名である。すなわち、Rentokil での勤務経歴は、競合他社や（潜在的な）顧客にとって非常に魅力的であることが証明されている。

Rentokil は、価格、料金、プロセス、リソース、作業方法、顧客に関する知識、技術、蓄積した経験を持つ労働者が、競合他社に雇用されたり、Rentokil と競合したりしないように、また、Rentokil が労働者に行う教育投資が競合他社に利益をもたらさないようにすることに関して、重大な利益を有している。

競業避止義務

以上の理由により、当事者らは、以下の競業避止義務条項に同意する：

雇用期間中及び雇用終了後 1 年間は、使用者の書面による同意なしに、使用者と類似又は関連する事業を開始もしくは運営することが禁止されている。同様に、労働者は、前述の期間中、当該会社において、報酬を得て、又は報酬を得ずに働くことはできず、また、当該会社と直接的又は間接的に金銭的利益関係を持つことは認められない。

上述の禁止事項に違反した場合、労働者は、Rentokil に支払うべき罰金として、上述の競業避止義務条項の違反一件あたり 4,500 ユーロ、加えて、上述の競業避止義務条項に抵触する状況が継続した日又はその一日あたり 450 ユーロの罰金が科され、一括で使用者に支払うものとする。これらの罰金は、実際に被った損害に対する使用者の損害賠償請求権を妨げるものではない。

上述の義務に違反又は不履行があった場合、労働者に対する支払いの督促又はその他の形式的な手続きや損害賠償の立証を必要とせず、違反の事実のみをもって債務不履行となるものとする。

[職務 01] について

[職務 01] は、顧客、使用する材料、資源、技術革新、顧客へのサービス提供に掛かる所要時間、価格に関する知識を得ることができる。また、[職務 01] は、顧客が展開する業務や顧客の Rentokil に対するサービスの要求に関して、顧客に接触する。

[職務 01] は、Rentokil のサービスに関する研修を受ける。また、[職務 01] は、顧客とのコミュニケーションに関する研修や商業的な研修も受ける。これらの研修を受講しなければ、[職務 01] は Rentokil で一切働くことができない。

Rentokil は、このように、労働者が専門的な清掃を業とする使用者の下で働くことを可能にする特定の知識とスキルを労働者に提供することにより、より価値のあるサービスを提供するために、[職務 01] に投資を行う。

Rentokil は、本競業避止義務条項により、現在の市場トップの地位を守り、事業知識が競合他社や顧客に流出するのを防ぎ、元労働者が競合他社に移ることを防ぐことを意図している」

2.5. [原告 01] は、*Rentokil* との労働契約が法律上終了する前に、*Succes Schoonmaak* (以下「*Succes*」) から無期限の労働契約の申し出を受けた。*Succes* は、オランダ商工会議所の登記簿によると、第三者のために、建物、土地、輸送車両の内部及び外側の清掃と保守に従事している会社である。

3. 原告の請求、根拠及び被告の答弁

3.1. [原告 01] は、可能な限り仮執行宣言を付けた以下の仮処分を請求する (省略・別記) :

- a. 主位的請求として、競業避止義務条項の有効性に関する本案訴訟で確定的な判決が出るまで競業避止義務条項を一時停止し、その停止期間中、*Rentokil* が当該条項の罰則規定を請求できることを禁止すること。
- b. 予備的請求として、[原告 01] が当該条項により収入を得る能力を制限されている期間、法廷で決定される正当な一か月ごとの金額を、*Rentokil* が [原告 01] へ支払うよう命令すること。
- c. *Rentokil* に裁判外費用の支払いを命じること。
- d. *Rentokil* に訴訟費用の支払いを命じること。

3.2. 要するに、[原告 01] は、上記請求の根拠として次のように主張する。本件労働契約の延長に関する書簡に含まれる競業避止条項は無効である (...)

4. 判断理由

判断の法的枠組みと緊急を要する利益の存否について

- 4.1. 仮処分を認めるには、請求の根拠となる事実や状況が十分に妥当であり、本案訴訟でその請求が支持される可能性が十分に高いことが必要である。より具体的には、本案訴訟において、郡裁判所が競業避止義務条項を無効と判断することが期待できるか否かが問題となる。
- 4.2. 加えて、その請求は、[原告 01] に緊急性を有する利益がある場合にのみ認められる。当裁判所が判断するに、[原告 01] は、*Succes* から具体的な申し出を受け、その雇用を生活の糧としている中で、*Rentokil* との競業避止義務に関する取り決めにより *Succes* の申し出に応じることができなくなるといふ主張であり、ゆえに本件で必要となる緊急性を有する利益が存在すると言うことができる。

競業避止義務条項 - 書面による正当化理由

(...)

- 4.4. 一般に、有期労働契約における競業避止義務条項の要件は、(i) 労働者が成人であること、(ii) 当該条項が書面による労働契約書に含まれていること、(iii) 当該条項が重要な事業又はサービスの利益のために必要であることを示す正当化理由が付されていることである。
- 4.5. 要件 (i) 及び (ii) を充足していることについては、当事者間で争いはない。また、2.4 で引用したように、書面により正当化理由が競業避止義務条項に含まれていたことについても争いはない。 (...)

- 4.6. 本件の主な争点は、競業禁止義務条項に付随する正当化理由が、競業禁止義務条項が「重要な事業又はサービスの利益のために必要であること」を示しているか否かという実態的な点である。有期労働契約における競業禁止義務条項は、「...でない限り有効ではない」という建付けになっている以上、現在確立している判例と同様に、この点は厳格にならざるをえない。また、立法経緯を説明した資料によると、特定の業務を遂行する労働者や特定の地位で働く労働者（「労働者が競合他社に移籍した場合に使用者が不釣り合いに不利益を被るような、労働者が獲得するであろう極めて特定の知識や業務情報」Kamerstukken I 2013/14, 33818, C, p. 104）が存する必要がある、そのためには個別具体の事例で「特定の検討と正当化」を必要とすることが指摘されている。したがって、一般的な利害関係の列挙は、多くの労働者及び使用者に関連し、問題となる使用者がなぜ競業禁止義務条項による保護を必要とするのかを明確にしないため、一般的に十分ではない。本件では、Rentokilの見解とは異なり、当裁判所は、[原告 01] が Succes からの無期限の労働契約の申し出を拒否したからといって、より緩やかな判断基準を適用する理由はない。また、競業禁止義務条項が有効に合意されているか否かを評価する上で重要なのは、その有効性の要件が労働契約の開始時に満たされていたか否かということである。この点、労働契約がどのように終了したかは、本質問に対する答えには関係がない。
- 4.7. [原告 01] が、価格、利益率、顧客基盤等、新しい使用者が職務遂行上利益を得る可能性のある業務情報を知ったことは、[原告 01] の退社につきものであり、自由市場経済における全ての使用者に一般的に当てはまる事情である。しかし、これは必ずしも Rentokil の事業が [原告 01] の今回の転職によって影響を受けることを意味するものではない。これは、新しい使用者が、Rentokil で得た [原告 01] の特定の知識又は業務情報によって、その新しい使用者が他の方法では得られなかった不当な競争上の優位性を獲得し、または獲得し得る場合にのみいえることである。要するに、競業禁止義務は、[原告 01] が取得する具体的な営業上の情報、知識、経験を記載し、それによって Rentokil の事業を実際に危うくし得るものでなければならず、これを目的とした条項が必ず必要であるということである。
- 4.8. 当裁判所は、このことは、合意された競業禁止義務条項からは十分に導かれないと判断した。当該競業禁止義務は、一般的な部分と具体的な部分から構成されている。一般的な部分の最初の 4 段落は、特に Rentokil の会社概要と研修施設、市場における位置づけについて述べている。一般的な部分の最後の段落では、条項における Rentokil の利害関係を詳細に列挙している。しかし、これは他の多くの営利企業にも当てはまる可能性のある一般的な利益の羅列に過ぎない。どの価格、プロセス、リソース、作業方法、Rentokil の顧客に関する知識、技術等を指しているのか、具体的に書かれていない。さらに、競業禁止義務条項は個別具体的に作られたものではない。Rentokil は審理において、セールスマネージャー、アカウントマネージャー、ジェネラルマネージャー等、顧客と接触する全ての労働者に同じ条項が適用されていると説明した。そのため、[原告 01] に合わせた具体的な配慮や正当性はなかった。以上から、Rentokil のアカウントマネージャーとしてどのような具体的な知識や業務情報を得ることができるのか、また、その知識や情報が転職先でどのように Rentokil の事業に影響を与えるのか（与えるのか）を明確且つ具体的に記載すべきであったと考える。この正当性は、具体的な部分にも反映されていない。具体的な部分の最初の 3 段落は、多かれ少なかれ、[職務 01] がどのような情報にアクセスし、何をするのか、どのような研修を受けており、そのために [職務 01] は Rentokil の競合他社にとって興味深い存在であるということについてのみ述べられている。Rentokil は、最後の段落に、当該条項の実際の利益、すなわち、「現在の市場トップの地位を守り、事業知識が競合他社や顧客に流出するのを防ぎ、元労働者が競合他社に移るのを防ぐ」ことを述べている。この記述も、残りの段落や当該条項の一般的な部分と照らし合わせると、一般的な内容であり、[原告 01] に合わせたものではなく、[原告 01] のどの具体的な業務知識が競合他社に流出することを防止したいのかも不明である。Rentokil が主張するように、[職務 01] として Rentokil で 12 ヶ月間働いていたため、本条項に署名したときに [原告 01] がすでに Rentokil の重要な利益を熟知していた、又は熟知していたはずだという事実は、本条項が重要な事業又はサービスによる利益のために必要であることを示す書面による正当化理由を確立するものではなく、本条項に関する Rentokil の義務に影響を与えない。
- 4.9. (...)

- 4.10. 以上により、当裁判所は、Rentokil が [原告 01] の有期の労働契約に含まれる競業避止義務条項に適用される正当化理由を述べる義務を遵守していないとの予備的見解を示した。従って、当面の間、本案訴訟を担当する裁判所は、オランダ民法典第 7 卷第 653 条第 3 項 a に基づき、本条項を無効とする決定を下すものと想定する。よって主位的請求を認める。 (...) 主位的請求が認められるため、予備的請求は認めない。
